

北海道告示第10746号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年5月31日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その10)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 農業生産工程管理推進事業  国際水準GAPの実施、農業教育機関及び農業者団体等の認証取得の拡大を推進するため、予算の範囲内で補助する。								
(1)GAP指導活動支援事業	農業協同組合連合会	国際水準GAPの推進のための取組に要する経費 (1)GAP指導活動の推進に係る取組	定額	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に定める様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に定める様式	提出部数 1部  提出期限 別に指示する日  提出先 総合振興局又は振興局(全道にわたり事業を行う広域事業者は、農政部食の安全推進局食品政策課)	総合振興局長又は振興局長	

<p>(2) G A P 認証取得拡大支援事業</p>	<p>農業の専門学科を有する教育機関 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3章に定める農事組合法人をいう。） 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） 農業協同組合 その他の農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。） 株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの その他、知事が支援の対象とすることが適当と認める者</p>	<p>国際水準G A P の認証取得のために必要な経費 (1)人材育成のための農業教育機関における認証取得等に係る取組 (2)環境負荷低減に取り組む団体における認証取得等に係る取組</p>	<p>定額 ただし、(2)の上 限額については別記1のとおり</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に定める様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に定める様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道にわたり事業を行う広域事業者は、農政部食の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
-----------------------------	---	--	--	---	--	---	---------------------	--

<p>(3) 日本型畜産GAP指導活動 支援事業</p>	<p>畜産を営む者 農事組合法人（農 業協同組合法（昭 和22年法律第132 号）第3章に定め る農事組合法人を いう。） 農事組合法人以外 の農地所有 適格法人（農地法 （昭和27年法律第 229号）第2条第 3項に規定する法 人をいう。） 農業協同組合 その他の農業者の 組織する団体（代 表者の定めがあ り、かつ、組織及 び運営についての 規約の定めのある 団体に限る。） 株式会社又は持分 会社であって農業 （畜産を含む。） を主たる事業とし て営むもの 農業の専門学科を 有する教育機関 その他、知事が支 援の対象とすること が適当と認める 者</p>	<p>日本版畜産GAPの推進のための取組に要 する経費 (1) 畜産GAPの認証取得の推進に係る取組 (2) 畜産GAPの認証取得に係る研修の取組</p>	<p>定額 ただし、(2)の上 限額については別 記2のとおり</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町 村である場合を 除く。） 別に定める様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に定める様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 日 提出先 総合振 興局又 は振興 局（全 道にわ たり事 業を行 う広域 事業者 は、農 政部食 の安全 推進局 食品政 策課）</p>	<p>総合振興局長又 は振興局長</p>	
----------------------------------	---	---	---	---	--	---	--------------------------	--

<p>(4) 日本版畜産GAP認証取得拡大支援事業</p>	<p>畜産を営む者 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3章に定める農事組合法人をいう。） 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。） 農業協同組合 その他の農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。） 株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの 農業の専門学科を有する教育機関 その他、知事が支援の対象とすることが適当と認める者</p>	<p>日本版畜産GAPの認証取得のために必要な経費 (1) 畜産GAP等の認証取得に係る取組</p>	<p>定額 ただし、(1)の上 限額については別 記3のとおり</p>	<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に定める様式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に定める様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道にわたり事業を行う広域事業者は、農政部食の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	
-------------------------------	--	--	---	---	--	---	---------------------	--

<p>2 鳥獣被害防止総合対策事業 鳥獣による農林水産業等に 係る被害の防止のための特別 措置に関する法律(平成19年法 律134号)により市町村が作成 する被害防止計画に基づき、 地域が取り組むエゾシカなど の野生鳥獣による農作物等の 被害防止活動を支援するた め、予算の範囲内で補助す る。</p>				<p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 (申請者が市町 村である場合を 除く。)  別に指示する様 式</p>	<p>農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様 式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指 示する 提出先 日 総合振 興局又 は振興 局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>(1) 整備事業</p>	<p>別記4のとおり</p>	<p>別記4に掲げる補助対象者が行う鳥獣被害を軽減する被害防止施設の整備等に要する経費のうち、次に掲げる区分に係るもの (1) 鳥獣被害防止施設 ①新規整備 ②再編整備 (2) 処理加工施設 (3) 捕獲技術高度化施設 (4) 地域提案</p>	<p>別記5のとおり</p>					
<p>(2) 推進事業</p>	<p>別記4のとおり</p>	<p>別記4に掲げる補助対象者が野生鳥獣による農作物被害防止活動を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げる区分に係るもの (1) 被害防止活動推進 ①推進体制の整備 ②有害捕獲 ③被害防除 ④生息環境管理 ⑤サル複合対策 ⑥クマ複合対策 ⑦他地域人材活用 ⑧ICT等新技術の活用 (2) 実施隊特定活動 ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵わな導入 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ①販売拡大支援 ②搬入促進支援 (6) 鳥獣被害対策実施隊体制強化 ①実施隊員の人材育成 ②新規猟銃取得支援 (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) 処理加工施設の人材育成 (9) ICTの活用による情報管理の効率化</p>	<p>別記6のとおり</p>					

(3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	別記4のとおり	<p>別記4に掲げる補助対象者が農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費のうち、次に掲げる区分に係るもの</p> <p>有害捕獲</p>	定額					
(4) 鳥獣被害防止施設整備促進支援事業	別記4のとおり	<p>別記4に掲げる補助対象者が行う鳥獣被害を軽減する被害防止施設の整備に要する経費のうち、次に掲げる区分に係るもの</p> <p>鳥獣被害防止施設</p> <p>①新規整備</p> <p>②再編整備</p>	別記7のとおり					